

2015年度予算要求の回答書(その2)

2015年度(平成27年度)予算要求書の回答です。
今回は、1、医療・福祉の充実を ⑨～⑯ です。

1、医療・福祉の充実を

- ⑨ 厚木市立病院の建設については、引き続き、患者・利用者、および周辺住民への配慮を行うこと。また、事故の無いよう努めること。

新病院建設事業につきましては、救急手術棟・A棟(病棟)の第Ⅰ期工事が平成26年12月29日に完成し、平成27年3月1日にオープンいたします。

第Ⅱ期工事は、既存南棟(病棟)、放射線部門のRI棟の解体後に、B棟(外来・病棟)の工事着工となり、患者を始めとする病院利用者の皆様には、工事の関係で病院内の駐車場が最も確保できない期間



となりますので、交通誘導員を配置するとともに、院内の誘導につきましても、分かりやすく案内するなど工夫を加え、院内の利用環境を整えてまいります。

また、周辺住民の皆様には、これまでのとおり定期的な説明会を開催し、工事の進捗状況や計画・工程等を説明させていただき、御理解と御協力をいただけるよう努めてまいります。

さらに、工事に当たっては、安全第一を心掛け、引き続き、施工業者を指導・監督するとともに、利用者等の安全確保に努めてまいります。(病院建設課)

- ⑩ 新病院開設に向け、医療スタッフのみならず、事務職員の充実を図ること。

新病院建設に伴い、既存の機能の強化と新たな機能を整備するため、引き続き、採用計画に基づく医療職員等の増員を図り、事務の円滑化を図ってまいります。(経営管理課)

- ⑪ 国に対して、国民健康保険事業への国庫負担の拡充を求めること。

国庫負担の拡充につきましては、国民健康保険事業を安定的で持続可能なものとするためには不可欠であると認識しているところであり、機会を捉えて国や県に要望してまいります。(国保年金課)

- ⑫ 国民健康保険事業については、広域化ではなく現行制度の存続を求めること。

平成25年12月に成立いたしました、「社会保障制度改革プログラム法」では、「国民健康保険の運営について、財政運営を始めとして都道府県が担うことを基本としつつ、国民健康保険の保険料の賦課及び徴収、保健事業の実施等に関する市町村の役割が積極的に果たされるよう、都道府県と市町村において適切に役割を分担するために必要な方策をとる。」という内容が明記されております。



現在のところ、国や県からは、「必要な方策」等、具体的な内容が示されておりましたが、国保事業の広域化は、財政基盤を拡大し、持続可能な社会保障制度の確立を図るためとされておりますので、今後も、国・県の動向を注視してまい

ます。(国保年金課)

- ⑬ 国民健康保険料を引き下げするために、一般会計からの繰り入れを増やすこと。
国民健康保険料につきましては、全体の医療費等から自己負担分と国、県及び市の公費負担を除いた残りの保険料総額から保険料率等を算出する仕組みとなっております。

本市では、財政状況が依然として厳しい中、医療費が高齢化の進展と医療技術の高度化等により、毎年増加傾向にあることから、更なる公費の増額は大変困難な状況です。

保険料の増加は、全国の自治体で大きな課題となっており、本市といたしましては、国及び県に対し、様々な機会を通じて、国民健康保険への補助金等の増額を強く要望しております。(国保年金課)

- ⑭ 国民健康保険料の減免制度の周知、拡充に努めること。

国民健康保険の減免制度につきましては、災害や事業の休廃止、失業等に伴い、収入が著しく減少し、保険料の負担が一時的に困難となった場合の軽減措置として設けております。

制度の利用に当たっては、御本人からの申出(申請)を前提としており、本市では、窓口や電話での納付相談において、納付困難の理由や資産の状況等の個別事情を伺いながら制度説明をするとともに、災害以外の減免理由の周知につきましては、保険料決定通知書や同封のチラシ、毎年の保険証更新の際に同封しているパンフレットに記載し、周知を図っております。

今後も、引き続き、本制度の適正な運

用に努めてまいります。(国保年金課)

- ⑮ 資格証の発行については、世帯の状況を十分に考慮すること。

本市では、保険料を滞納している世帯を対象に、納付相談を通して個々の生活実態に応じた納付指導等を実施しており、納付の意思や滞納理由等を伺い、事案に応じた対応に努めております。

資格証明書につきましては、特別な事情がある場合を除き、こうした納付指導にも応じようとせず、連絡のない滞納世帯に対し、保険料負担の公平性を図るための措置として発行しているものです。

(国保年金課)



- ⑯ 国民健康保険における一部負担金減免制度については周知を徹底し、状況により他制度への紹介を行うこと。

一部負担金減免制度につきましては、災害や事業の休廃止、失業等に伴い、収入が著しく減少し、一部負担金の支払いが一時的に困難となった方を対象に設けております。

制度の利用に当たっては、御本人からの申出(申請)を前提としており、納付困難の理由や資産の状況等の個別事情を伺いながら制度説明をするとともに、本市ホームページを始め、毎年の保険証更新の際に同封しているパンフレットへ掲載するなど、周知を図っております。

また、被保険者の状況に応じ、他の制度の紹介も併せて行っております。

(国保年金課)